

# 令和5年 第10回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年12月22日(金) 14時55分 から 17時10分

2. 開催場所 東神楽町役場新庁舎3階委員会室A

3. 出席委員 12名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

第7 議案第5号 あっせん委員の指名について

第8 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

## 開会

事務局長	皆さんこんにちは。時間より少し早いですけれど、早速始めたいと思います。ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年東神楽町農業委員会第10回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読します。ご起立願います。今日は4番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、豊かで活力ある農業・農村を築くため、担い手の育成と後進者の確保に努めます。ご着席下さい。それでは、会長よりご挨拶いただきます。
------	--

## あいさつ

会長	皆さんこんにちは。東神楽町農業委員会第10回通算738回総会にあたりましてひと言ご挨拶申し上げます。本日は、皆さんお忙しい中、全員の出席誠にありがとうございます。最近、中央の方では色々な問題がありますけれど、先般町内の農業関連の会議に出てきたのですけれど、あらたか来年度の農業振興策について示されました。これは、皆さんが参加される営農懇談会においても話がありますけれど、予算の少ない中、農業委員の方々にも色々と考えていただいているなど、しみじみ感じました。また、中央の方では農林水産大臣が12月14日に新しくなり、少し短かったなと考えると、今年度3人目なんですね。新たな大臣就任あいさつにも注目しておりましたが、今まで食料農村基本法、これが実は1999年そして来年改正と進めてきた訳であります。25年間、変わっておらずこの間に温暖化が進み、人口増加、食料不足、物価高騰など、国内生産では厳しいということもあり、何が必要ですかとなったときに、憲章にも書いてありますが荒廃農地を作らないよう担い手育成、後進者の確保が必要です。今後、国がどのような政策を進めていくのか見守っていききたいところですが、ようやく政府も危機感を抱いてきている印象を受けました。25年、変えなかったというのもすごいことですが、やっと動き出してくれたのかなと、来年に向けての多少の期待を抱いております。本日の議題も多くあります。その他案件では、地域計画と国営に関する促進費についての話しもあります。慎重審議よろしく願います。以上です。
----	---

## 会議録署名委員の指名について

会長	それでは議事に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、本日は7番北山委員、8番前田委員です。
----	--

## 【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局より願います。
武田主事	はい。報告第1号。令和5年11月27日以降における農業委員会の概況について報告いたします。12月5日、あっせん委員会に伴野代理、伊藤農地部長、栗本委員、西村委員、蒔田委員、北山委員、藤田委員に出席いただきました。12月5日、令和5年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会に安藤委員、野々瀬委員、前田委員以外の9名に出席いただきました。12月13日、第4回町議会定例会に島田会長に出席いただきました。以上です

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	続きます日程第3議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明お願いいたします。
武田主事	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。今回2件ございます。番号12番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか6筆。総面積49,783㎡。貸主は〇〇さん。借主〇〇さん。解約の成立日、令和5年12月1日。土地の引渡日については、令和5年12月21日となっております。こちら合意解約となっております。当初契約期間、令和3年2月2日から令和7年11月30日までの強化法で結ばれたものを解約するものとなっております。こちら後に出てきますが、売買により別の方へ所有権移転を行うための解約となっております。13番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積11,842㎡。貸主は〇〇さん外1名。借主は〇〇さん。解約の成立日、令和5年12月1日。土地の引渡日については、令和5年12月31日となっております。こちら合意解約となっております。解約の事由は、貸し替えのため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和2年12月1日から令和7年11月30日までの強化法で結ばれたものの解約となっております。この度、〇〇さんが水稲耕作を辞められることでの賃貸借契約の解約となっております。以上です。
会長	はい。農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約といたします。

【報告】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	続きます日程第4議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明お願いいたします。
武田主事	はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。今月2件あがってきております。番号6番です。所有権移転となりまして、売主が〇〇さん。買主が〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が3,829㎡。借主の経営状況につきましては655,324.51㎡を耕作しておりまして、労力総数が4名となっております。対価につきましては300,000円。取得者の国籍については日本となっております。この度、様式を改めまして3条許可申請書において、譲り受け人の国籍を示すよう改正が入ったため、今回から総会においても取得者の国籍を皆さんにお伝えさせていただきます。こちら先ほど解約の案件でも出てきており売買となります。
会長	担当、伴野代理。
会長代理	ただいま事務局の方から説明のあったとおりでございます。補足といたしまして、今まで〇〇さんが作っておられましたが今回解約ということで、現在残っている農地は全て〇〇さんが耕作されるということです。図面を見てもらえれば分かると思いますが、当該農地に若干の車庫が入り込んでいたり問題がありまして、あっせんから外すということも検討した中で、この部分は3条でということになった訳であります。単価につきましては、300,000円と出ておりますけれど、現地確認もしましたが現況、高低差もあり長年水田にもしていないということも含め現状復帰は見込

	めないこともあり、国営工事が入るのを待つような形であります。価格については、田で250,000円。畑150,000円とつけさせていただきました。金額、合わないような形になりますが、農地のほかに宅地がある訳ですが、宅地部分についての売買は今回の3条に関係はないのですが、宅地部分もふまえて双方で話し合い決めた価格になっています。慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	はい。ただいま担当委員から説明がありましたが、この件に関しまして皆さんから質問意見ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。引き続きまして7番。
武田主事	番号7番です。所有権移転の贈与となりまして、譲渡人が〇〇さん。譲受人が〇〇。所在字志比内。地番114-3。現況地目「畑」。面積が2,490㎡。譲受人の経営状況につきましては398,952.74㎡を耕作しておりまして、労力総数が3名となっております。対価は無償で、取得、経営体となりますので、構成員の国籍については全て日本となっております。こちら当人同士で話をしておりこの度無償贈与となりました。以上です。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	ただいま事務局の方から説明のあったとおりでございます。図面を見ていただくと分かるのですが、国営で田んぼが大きくなりまして、下の方に畑が一部かかっておりまして、相手としては〇〇さんしかいない場所でした。田の方も〇〇さんより〇〇の方で、以前ご購入されているということで、〇〇さんのお父さん生前から〇〇さんが管理をしておりまして、〇〇さんの奥さんの方ですけども現在は〇〇に住んでいないんですが、〇〇に残っている畑の方も無償で良いので〇〇さんに譲りたいということでお話しがございました。あっせんも考えたのですが、譲渡ということでお話しされていたので、そちらの意をくんでこのような形となりました。説明つたないのですが、慎重審議のほどお願いいたします。
会長	ただいま担当委員から説明がありましたが、この件に関しまして皆さんから質問意見ございませんか。はい。伊藤委員。
伊藤委員	すみません。現地の方も見させていただいたんですが、これ国営になって畑が一部かかっていたよというのは、換地でどこかに移動してないんですかね。この方の畑の部分は、国営をして換地でどこかへずらしているということは。仮だとしても。そういうことではないんですか。
武田主事	換地ではどこかにはずれています。どこかまでは、はっきりと把握はしてないんですが。
伊藤委員	〇〇さんのお名前のままで、国営の範囲内には入っていますよね。それも譲渡されるということですよ。
武田主事	はい。
伊藤委員	あと残りの宅地は、今後どのようなになるんですかね。
藤田委員	現在、住宅の方が〇〇の関係で賃貸されているんですよ。そちらが終わったら取り壊すという話しです。その時に処分されると思われま。
伊藤委員	ちなみに宅地が他の方に渡ったときに、農家住宅としてこの畑があれば利用もできるのかとも思いまして。宅地利用も気になったもので。
会長	他にありませんか。
各委員	(ありませんとの声)

会長	無ければ決定いたします。
----	--------------

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きます、日程第5議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局より説明お願いいたします。所有権移転・利用権設定の新規案件に関しましては1件ずつ、継続案件につきましては変更点のみを説明していただきます。事務局お願いいたします。
武田主事	はい。今回、所有権移転が4件、利用権設定の新規案件が5件、継続案件18件となっております。64番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が1,998㎡。売買となっておりますして所有権移転日は本日。対価の支払い期限については来年1月31日までとなっております。売買価格につきましては、400,000円。反当価格は200,000円となっております。以上です。
会長	はい。担当、西村委員。
西村委員	事務局から説明あったとおりですが、補足しますと〇〇さんのご自宅横の畑ですが、管理することが難しいとのことで買い手を探したところ、以前〇〇さんの田を〇〇さんが購入されたという経緯もあり、近隣である〇〇さんにお話しをしたところ快く承諾していただきました。価格の方が、田400,000円の半額200,000円ということで面積1,998㎡。価格は、399,600円。端数を繰り上げて400,000円ということになりました。
会長	担当からの説明がありましたが、皆さんの方から何かご意見、ご質問ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きます65番。
武田主事	65番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が1,505㎡。売買となっておりますして所有権移転日、本日。対価の支払い期限が1月31日までとなっております。売買価格につきましては151,000円。反当価格については100,000円となっております。以上です。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	ただいま事務局より説明があったとおりでございます。こちらの場所ですが以前、〇〇の〇〇さんから公社案件で購入された土地の端の方でございます。図面を見ていただくと分かるのですが、木の陰になっているところであります。そこが、実は〇〇さんの土地だったということでありまして、〇〇さんにお話しをしたところ購入していただけるという話しになりました。単価は、このあたりの相場の反当100,000円ということでお話しさせていただきました。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	はい。担当委員からの説明が終わりましたが、皆さんから何かございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きます66番。
武田主事	66番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が6,467㎡。こちら売買となっております。所有権移転日本日。対価の支払い期限につきましては、1月31日までとなっております。売買価格につきましては、1,020,000円。反当価格は200,000円となっております。以上です。

会長	担当、伴野代理。
会長代理	只今、事務局の方から説明あったとおりですけれども、30年以上に渡り賃貸をしていた訳であります。今回契約タイミングが切れるということもあり、そして国営も見据え売買をしたいということであっせんのおし出がござりまして、耕作者の方にご相談したのですが後継者がいない、年齢も考え、離農も視野に入れ縮小していきたいとの話しがありましたので、改めて近隣の農家さんにあたって、ほぼまわりを〇〇さんが作っていることもあり、〇〇さんにご相談を申しあげたところ快く引き受けていただきました。単価につきましても、このあたりの相場の200,000円でつけさせていただきます。慎重審議のほどよろしくお願ひします。
会長	担当からの説明がござりましたが、皆さんの方からご意見、ご質問ござりませんか。
各委員	(ありませんとのおし)
会長	それでは決定いたします。続きまして67番ですが、会議規則15条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
会長	それでは番号67番、よろしくお願ひします。
武田主事	67番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が19,932㎡。売買となっておりまして所有権移転日本日。対価の支払い期限は1月31日までとなっております。売買価格については5,676,000円。反当価格300,000円となっております。以上です。
会長	担当、北山委員。
北山委員	事務局の説明とおりのなですけれども、以前から〇〇さんが借りていた土地でありまして、国営を機に〇〇さんから売買のおし出がござり、〇〇さんが了承しあっせんとなりまして。田の価格ですが、相場が350,000円と聞いてござりますがこの土地は砂利採りをしてござりまして、50,000円減の300,000円となっております。以上です。
会長	ただいま担当より説明ござりましたが、皆さんの方からご意見ご質問ござりませんか。
各委員	(ありませんとのおし)
会長	それでは決定いたします。続きまして利用権設定へ移ります。番号68番。
武田主事	68番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が5,140㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期については、来年1月1日から令和6年11月30日までの1年間となっております。賃貸料は74,000円で、反当価格14,000円となっております。こちら〇〇におきましては、〇〇さんからほかに賃貸で農地を借りてござりまして、そちらと期間及び反当価格は合わせてござりまして。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局から説明のあつたとおりでござります。〇〇さんにおかれましては、経営縮小を考えていて土地を減らしてござります。前年度かその前の年からすけれども、地図上の川を挟んで下の部分を〇〇さんに貸しているんですけれども、今回の該当区域は〇〇さんが今年まで作ってござりましたが、誰かに貸したいということで相談がござりましたので、同じように〇〇さんへ賃貸契約となつてござります。〇〇さんにおかれましては会社経営で息子さんも2人おり、経営に問題はありません。慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	ただいま担当委員の説明終わりましたが、皆さんから何かご意見などないでしょうか。

会長代理	これ面積よりも水張りの方が大きくなっているんだけど、次の案件もそうなんですけれどそのあたりどうなっているのでしょうか。何か理由があるのかなと思って。
武田主事	はい。こちら次の案件もなんですが、川沿いということで国有地等の河川敷地に入り込んでいる部分がございます。たまにこういった場所があります。地積の面積より耕地の水張りの方が大きいという案件になります。売買の場合は、その面積を含めることは難しいと思うのですが、賃貸ではよくあります。基本的に売買においては、水張りの部分は重ねてはみ出たところは除外させていただいております。また、国の土地においてはそれなりの理由がない限り払い下げということはありません。
伊藤委員	売買の場合は含めないで賃貸では含める。耕作できるからで含めてしまうとすると、所有者の土地ではないのに賃借料が入ってくるということになるので、ちょっと理屈は合っていないのかなと思うんですよ。
各委員	国営が入るので関係ないのでは。
会長	この件に関しましては、この場では結論が出ないと思いますので、今回は先ほど話した内容でとうことにさせていただいてよろしいでしょうか。
各委員	(はい)
会長	それでは決定いたします。続きまして69番。
武田主事	69番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積5,294㎡。貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権設定の始期については、令和8年11月30日までの3年間となっております。賃貸料は75,000円。反当価格は14,000円となっております。こちらも、〇〇においては、〇〇さんからもほかにも賃貸で農地を借りておりまして、そちらと期間反当価格は合わせております。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局の説明があったとおりでございます。〇〇さんですが、当該農地は自分で耕作されていてその他は売買なり賃貸をしています。今回、当該農地についても賃貸をしたいということで、図面を見ていただきたいのですが、両脇サイド〇〇さんが作られていることもありお願いした形になります。〇〇さんにおかれましては、先ほど説明させていただいたとおりです。中途半端な農地になっているんですけれど、〇〇-〇〇の内〇〇の下は宅地扱いになっています。以上です。
会長	ただいま担当委員の説明終わりました。この件に関しまして質問ご意見ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして70番。
武田主事	70番。利用権設定を受ける者〇〇。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が40,357㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期については、1月1日から令和13年11月30日までの8年間となっております。賃貸料380,000円で、反当価格10,000円となっております。中央7区〇〇さんが耕作されていた圃場を今年契約更新のタイミングで手を放して〇〇さんに賃貸するものです。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局の説明があったとおりです。前耕作者の〇〇さんから誰か新しい方ということで、同じ部落の〇〇さんをお願いしたという案件です。〇〇さんにおかれましては、〇〇さんが病を患われ

	<p>ましたが、まだまだ農地を拡大される意欲もお持ちです。何ら問題ないかと思ひます。地図を見ていただくと形が変わっておりますが、実際はこのとおりに切られていません。下側の〇〇-〇〇が階段状になっていますが、両者合意の上で畔を整備しております。また、〇〇-〇〇のはみ出している部分は農道として使用しており、〇〇さんも耕作される予定はないとのこと。残った部分はどうするということになります、賃貸はせず〇〇さん次第ということになります。価格ですが、このあたりでは14,000円あたりが妥当なのですが、10,000円と設定させていただきました。本来であれば所有者の方が、畔を整備した状態で賃貸、売買となるのですが、今回、〇〇さんの方で作って約100万円かかったということで、こちらを割り返して8年計算、およそ10,000円で何とかという事と8年後には国営が入るのではないかと双方合意のうえ、今回の金額になっております。以上です。</p>
会長	<p>担当委員の説明終わりました。この件につきまして皆さんから質問・ご意見ありますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>それでは決定いたします。続きまして71番。</p>
武田主事	<p>71番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん外1名。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が12,063.17㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期については、1月1日から令和10年11月30日までの5年間です。賃貸料は146,800円で、反当価格13,000円となっております。信義さんが水田の耕作を辞められることでの、貸し替えになります。以上です。</p>
会長	<p>担当、伴野代理。</p>
会長代理	<p>だだいま事務局の方から説明のあったとおりでございます。今回、〇〇さんが体力的また農機具等の関係で、水田を作っていくのが困難ということで、今年限りで水稲はやめるといふ相談を受けまして、隣り近所もあたり皆さんで話しあつた結果、親戚にあたる〇〇さんをお願いすることになりました。反当価格は、図面を見て分かりますとおひ若干作りづらひ形になっておりますので、そういった点も含めまして13,000円とつけさせていただきました。慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>担当委員の説明ありましたが、この件につきまして皆さんから質問・ご意見ありますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。続きまして72番。</p>
武田主事	<p>72番。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が26,651.43㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期については、1月1日から令和10年11月30日までの5年間。賃貸料は369,200円で、反当価格14,000円となっております。以上です。</p>
会長	<p>はい。担当、伴野代理。</p>
会長代理	<p>だだいま事務局の方から説明がありましたが、先ほど同様、〇〇さんより親戚の〇〇さんへ貸したいという希望もありこのようになりました。反当価格につきましては、条件も良いということで14,000円とさせていただきます。以上です。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>担当委員の説明ありましたが、この件につきまして皆さんから何かありますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。続きまして、利用権設定の継続案件になります。73番。</p>

武田主事	継続案件となりますので変更点のみ伝えさせていただきます。73番、変更点ございません。このまま続けてよろしいですか。
会長	はい。
武田主事	74番、変更ありません。75番、変更ありません。76番、変更ありません。続いて77番になりますが、3年契約から2年契約へ変更。78番、賃貸期間10年から2年へ変更。79番、変更ありません。80番、変更ありません。81番、変更ありません。82番、変更ありません。83番、変更ありません。84番、変更ありません。85番、変更ありません。
会長	続きまして86番及び87番になりますが、会議規則15条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
武田主事	86番、変更ありません。87番、変更ありません。
会長	それでは88番からお願いいたします。
武田主事	88番、変更ありません。89番、変更ありません。90番、こちら賃貸期間を5年にしております。以上です。
会長	以上事務局より説明ありましたが、全体通して皆さんからご意見ありませんでしょうか。
伊藤委員	先ほどの水張りの誤差についてですが、最後の〇〇さんの3町7反近く面積があつて、水張面積が2町7反しかないんですね。1町も少ないと、これ国営あとですよ。どのようなことでしょうか。
武田主事	そうです。国営入っています。例えば1町ある土地に1畝しかかかっていなくても1町分の記載となりますので、少しでもその土地にかかればその土地の面積を記載していますので、国営の入ったところはこのような記載になる可能性はあります。地番でいうとかかっているんですが、実際の水張りは少しだけということもあります。
会長	他に何かないですか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ90番まで決定します。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について

会長	続きまして、日程第6議案第4号旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項による要請について、事務局よりお願いいたします。
武田主事	こちら新任委員の方は初めてかと思しますので若干説明させていただきます。あっせん申し出があつた土地に関して利用調整の結果、買い手のつかないあっせん不成立となつた土地に関して北海道農業公社へ土地を買い入れしていただく必要があります。それに関して農業委員会の総会において審議を求めて、その結果承認された場合、北海道農業会議に売買をしてもらう手続きに進むといったようなものとなります。今月3件ございます。まず、番号2番。申出人〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が45,954㎡。あっせんの申出年月日、10月16日となっております。こちら面積が広大であり、あっせんでの調整がうまくいかなかったため今回公社に買入協議の要請を行うこととなっております。以上です。
会長	担当、伴野代理。
会長代理	はい。ただいま事務局の方から説明のあつたとおりでございます。あっせん調整の結果、不成立となりまして公社へ買入を行うものとなっております。このあとは、〇〇さんが耕作する予定で

	あります。以上です。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	続きまして3番。
武田主事	3番。申出人〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が32,752㎡。あっせんの申出年月日、11月6日となっております。こちら面積が広大であり、あっせんでの調整がうまくいかなかったため今回公社に買入の要請を行うこととなっております。以上です。
会長	担当、伴野代理。
会長代理	はい。ただいま事務局の方から説明のあったとおりでございます。この土地に関しましても、あっせん調整の結果、公社へ買入れを行うものとなっております。この土地に関しましては、現在耕作されています〇〇さんが耕作される予定であります。慎重審議よろしくお願ひします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	続きまして4番。
武田主事	4番。申出人〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が40,612㎡。あっせんの申出年月日、11月13日となっております。こちら面積が広大であり、あっせんの調整がうまくいかなかったため今回公社に買入協議の要請を行うこととなっております。以上です。
会長	担当、私です。〇〇さんから売買の願ひ出がありましてあっせんにかかけましたが、様々な理由からあっせん不成立となりまして公社へ要請するものとなります。公社へ受け入れていただいた後の引き受け先は、〇〇さんになります。慎重審議よろしくお願ひします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	申出者及び公社へ買入協議を行う旨の通知をされるよう要請します。

#### 【議案】あっせん委員の指名について

会長	続きまして、日程第7議案第5号あっせん委員の指名について事務局より説明願ひします。
武田主事	はい。それではあっせん申し出のあった案件について、説明いたします。今月は3件となっております。17番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積19,813㎡となっております。18番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積41,090㎡となっております。19番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積23,937㎡となっております。すべて農振農用地区域内で申し出理由売買です。以上です。
会長	あっせん委員の指名は会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	(はい)
会長	それでは指名いたします。17番、伴野代理、伊藤農地部会長、前田委員、伴野竜太委員。18番、伴野代理、伊藤農地部会長、安藤委員。19番、伴野代理、伊藤農地部会長、安藤委員。

【その他】

会長	続きますして、日程第8その他についてお願いいたします。
事務局	① 1月総会の日程について ② 3町合同研修会について ③ タブレット端末の適切な管理徹底について ④ 地域計画の進捗について ⑤ 国営事業に係る促進費について